

山形市と日本郵便株式会社との地方創生の推進に係る 包括連携に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、山形市における地方創生の推進に資すること及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、それぞれの業務に支障のない範囲で、相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 未来を担う子どもたちの育成に関すること。
- (3) 地域及び暮らしの安全・安心に関すること。
- (4) 山形ブランドの推進及び観光の振興に関すること。
- (5) 防災体制の強化に関すること。
- (6) 結婚及び子育ての支援並びに女性の活躍推進に関すること。
- (7) 市政の広報に関すること。
- (8) その他地方創生の推進に資すること及び市民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、当該事項の実施について協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による連携・協力をした場合及び連携・協力をしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。ただし、乙がその責めに帰すべき理由によりこの協定に違反したときは、この限りでない。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならず、又はこの協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第6条 甲又は乙のいずれかがこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月27日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番34号

日本郵便株式会社

東北支社長 古屋 正昭